

2020年度の検討成果〔主なポイント〕

- 2020年度報告書にて、日本の新しいインターンシップのあり方をゼロベースで定義し直すとともに、「学生のキャリア形成支援における産学協働の取組み」を4つに類型化。タイプ別の違いの整理や改善策等について、2021年度、検討を継続

【「インターンシップ」の定義】

学生が、**その仕事に就く能力が自らに備わっているかどうか（自らがその仕事で通用するかどうか）**を見極めることを目的に、**自らの専攻を含む関心分野や将来のキャリアに関連した就業体験（企業の実務を体験すること）**を行う活動
 （但し、学生の学修段階に応じて具体的内容は異なる）

<学生のキャリア形成支援における産学協働の取組み【全体像】>

- ◆ 以下の4タイプの多種多様なプログラムの実施を通じて、学生のキャリア形成を産学協働で支援。いずれも学生の参加は任意
- ◆ タイプ3ならびにタイプ4が「インターンシップ」に該当する活動

タイプ	タイプ1：オープン・カンパニー ※オープン・キャンパスの企業・業界・仕事版を想定			
対象	学部生・大学院生向け（学年を問わず）			
主たる目的	学生	企業・業界・仕事を具体的に知る		
	大学企業	企業・業界・仕事への理解促進		
タイプ	タイプ2： キャリア教育 （プレ・インターンシップを含む）	タイプ3： 汎用的能力・専門活用型 インターンシップ	タイプ4（試行）： 高度専門型インターンシップ ※試行結果を踏まえ、今後判断	
対象	学部生（主に低学年）向け	学部生（主に高学年）・大学院生向け	大学院生向け	
主たる目的	学生	自らのキャリア （職業観・就業観）を考える	その仕事に就く能力が 自らに備わっているか見極める	自らの専門性を実践で活かし、 向上させる（実践研究力の向上等）
	大学企業	能力開発／キャリア教育	マッチング精度向上／採用選考を 視野に入れた評価材料の取得	今後拡大が見込まれる ジョブ型採用を見据えた 産学連携の大学院教育

「産学協議会基準に準拠したインターンシップ」の普及を図る仕組み

1. 産学協議会として、タイプ3のインターンシップを行うにあたって最低限遵守すべきと考える基準を周知

(a) 〈就業体験要件〉

必ず就業体験を行う。インターンシップ実施期間の半分を超える日数を職場(※)での就業体験に充てる
※テレワークが常態化している場合、テレワークを含む

(b) 〈指導要件〉

就業体験では、職場の社員が学生を指導し、インターンシップ終了後、学生に対しフィードバックを行う

(c) 〈実施期間要件〉

インターンシップの実施期間は、汎用的能力活用型では5日間以上、専門能力活用型では2週間以上

(d) 〈実施時期要件〉

学業との両立に配慮する観点から、大学の正課および博士課程を除き、学部3年・4年ないし修士1年・2年の長期休暇期間（夏休み、冬休み、入試休み・春休み）に実施する

(e) 〈情報開示要件〉

募集要項等に、以下の項目に関する情報を記載し、HP等で公表する

- | | |
|------------------------------|---|
| ①プログラムの趣旨（目的） | ⑥採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨（活用内容の記載は任意） |
| ②実施時期・期間、場所、募集人数、選抜方法、無給／有給等 | ⑦当該年度のインターンシップ実施計画（時期・回数・規模等） |
| ③就業体験の内容（受入れ職場に関する情報を含む） | ⑧インターンシップ実施に係る実績概要（過去2～3年程度） |
| ④就業体験を行う際に必要な（求められる）能力 | ⑨採用選考活動等の実績概要 ※企業による公表のみ |
| ⑤インターンシップにおけるフィードバック | |

2. 企業・大学が実施するプログラムが上記の基準を満たす場合（産学協議会基準に準拠して企画・運営するタイプ3のインターンシップの場合）、以下が可能

①当該プログラムを通じて取得した学生情報について、採用活動開始後に活用すること

（例：採用活動へのエントリーに関する案内の送付、採用選考プロセスの一部免除等） ※3省合意の改正が必要

②募集要項等に、「インターンシップ」と称して「産学協議会基準準拠マーク」を記載すること

		第0期 【2022年度(22年5月～23年3月)】	第1期 【2023年度(23年4月～24年3月)】	第2期 【2024年度(24年4月～)】
フェーズ		準備・周知・啓発	実施 周知・啓発	実施 検証+改善
就活日程 ルール		現行（広報活動3月開始、採用選考6月開始）		未定※
3省合意		現行	改正	新（2024年度以降の卒業・修了予定者が対象） 見直し？
取組みの概要 (主体別)	産学協議会 <small>(経団連・大学団体中心)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政府に対し、産学協議会合意内容の理解を求め、3省合意の改正を働きかけ ■ 経団連会員企業・大学団体加盟大学への周知・啓発 ■ 政府・就職情報会社への周知協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業・学生・大学・社会全体への周知・啓発 ■ 各社・大学の実施状況の把握・検証結果の収集 ■ 政府における就活日程ルールに関する検討状況の把握・対応 	<ul style="list-style-type: none"> 第1期の実施状況の検証 就活日程ルールへの対応 4類型の見直しの必要性を含め、改善策の検討 変更点に関する周知・啓発
	企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社が実施するプログラムを4類型に沿って整理し、実施形態等を再設計。とりわけ、タイプ3（産学協議会基準を満たすインターンシップ）を中心に企画・準備 	<ul style="list-style-type: none"> ● タイプ3（産学協議会基準準拠インターンシップ）の専門活用型をはじめ、各タイプの積極的な実施 ● 実施結果に関する社内での検証 ● プログラムの改善 	追って検討
	就職情報会社	<ul style="list-style-type: none"> 3省合意改正の動きも踏まえ、 ● 学生・企業・大学への周知 ● 就活サイトにおける各社プログラムの掲載方法の検討・準備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生・企業・大学への周知 ● 就活サイトの掲載への段階的反映 ● 学生による評価収集 	
	大学	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生への周知 ● 授業・プログラム等、タイプ1～4の検討・準備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生への周知 ● 学生による評価収集・検証 ● タイプ2・タイプ3の拡充 	
	学生	<ul style="list-style-type: none"> ● 4類型への理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各タイプのプログラムへの節度ある参加 	

※政府は、「2025年度（2026年3月）以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動日程については、今後の経済情勢と企業の採用活動の関係や産学協議会で検討されているインターンシップの見直しの動き等を見極め、そのあり方を含め検討を行う」としている